

# 松阪市建築設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 : ( 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施業務委託 )

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1)施設名称 ( 松阪市立鎌田中学校 )

(2)敷地の場所 ( 松阪市鎌田町、中央町 地内 )

(3)施設用途 ( 中学校 )

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第7号 第1類とする。

### 3. 業務委託期間

契約の日より 平成30年3月23日(金)まで

### 4. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については■印が付いたものを適用する。

### 5. 設計と条件

#### (1)敷地の条件

a. 敷地の面積 ( 約26,000 m<sup>2</sup> )

#### b. 用途地域及び地区の指定

##### 1)用途地域等(建ぺい率/容積率)

・近隣商業地域(準防火地域) 300/80

・第二種住居地域 200/60

##### 2)その他 ( 法22条区域、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域 )

#### c. 周辺道路

・西側:県道松阪港線(都市計画道路)

・北側:市道石津高町線(都市計画道路) 認定幅員9.0~11.1m

・東側:市道猫田西道線 認定幅員4.5~6.1m

・南側:市道柿田道線 認定幅員1.8~2.6m

※市道猫田西道線及び市道善徳道線のうち敷地内に含まれる部分について認定路線の短縮を予定。また、敷地内にある市道猫田横道線は認定廃止を予定。

#### d. 水路

・下水道管理水路(敷地内既設校舎南側) 水路幅約2.7m

※市道猫田横道線と並行して存在する農業用水路は廃止を予定。

#### e. 都市施設

・上下水道:松阪市上下水道部

・電 気:中部電力(株)(現行供給先)

・ガ ス:東邦ガス(現行供給先)

f. 地質調査 ( 本業務において実施 ※Ⅲ章3参照 )

g. 敷地測量 ( 本業務において実施 ※Ⅲ章2参照 )

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積(計画面積) (約6,000㎡)

※諸室面積は基本構想及び基本計画による。

b. 主要構造 (鉄筋コンクリート造)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II 類

2) 建築非構造部材 A 類

3) 建築設備 乙 類

d. 既存建物面積

<改築予定施設>

用途	構造	延床面積	各階床面積	建築年月
管理教室棟	RC	4,793.20	RF 69.54	S33.12
			3F 1,533.31	S36.05
			2F 1,533.31	S51.08
			1F 1,657.04	
昇降機棟	S	47.37	3F 15.79	H21.09
			2F 15.79	
			1F 15.79	
用務員室	W	69.01	69.01	S33.07
体育器具庫	S	8.52	8.52	S63.10
クラブ庫	S	36.96	36.96	S49.12
倉庫	W	49.54	49.54	S34.06
灯油庫	CB	1.70	1.70	
ゴミ庫	W	24.48	24.48	
飲料水ポンプ庫	S	4.00	4.00	
自転車置場等	S	200.00	200.00	

<改築しない施設>

用途	構造	延床面積	各階床面積	建築年月
屋内運動場	S	1,670.38	2F 333.58	S54.03
			1F 1,336.80	
武道場	S	350.40	350.40	H03.02

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 (33億円を上限とする。)

b. 建設工期

1) 敷地造成工事、校舎建築工事、付帯施設工事 平成30年7月～平成32年2月

2) 既設校舎解体工事、グランド整備工事 平成32年度

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

■ 鎌田中学校校舎改築事業 基本構想及び基本計画

## II 業務仕様

### 1. 総則

#### (1) 業務の目的

本業務は、平成28年4月に策定した「松阪市立鎌田中学校校舎改築事業 基本構想及び基本計画」(以下、「基本構想・基本計画」という。)に基づき、隣接敷地を加えた敷地における校舎等(屋内運動場及び武道場を除く。)の改築について基本設計業務及び実施設計業務を行うものとする。

基本設計においては、鎌田中学校がコミュニティ・スクールであることに配慮し、地域住民及び学校関係者が愛着を持ち、主体的に活用できる校舎とするため、基本構想・基本計画策定に際して培った地域・学校関係者等との協同体制のもと「対話による設計プロセス」に努めるものとする。

#### (2) 適用

特記仕様書に記載されていない事項は、「松阪市建築設計業務委託共通仕様書」及び「設計業務等委託契約書条項」による。

#### (3) その他

本特記仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、市と協議の上これを決定する。

### 2. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ■a. 基本設計

- ・建築(意匠)基本設計に関する標準業務
- ・建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務

##### ■b. 実施設計

- ・建築(意匠)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### ■a. 積算業務(営繕工事積算システムRIBC2による設計内訳書の作成)

- ・建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ・電気設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ・機械設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)

##### ■b. 透視図作成

##### ■c. 透視図の写真撮影

##### ■d. 模型製作

- e. 模型の写真撮影
- f. 計画通知手続き業務(手数料の納付は含まない)
- g. 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- h. 景観計画に関する届出手続き業務
- i. 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- j. 中高層建築物の指導要綱に関する調査、標識看板作成、届出等手続き業務
- k. 都市計画法に基づく建築の許可等の申請手続き業務
- l. 関係法令等に基づく各種申請手続き業務  
(標識看板の作成、設置報告等の届出)
- m. リサイクル計画書の作成
- n. 概略工事工程表の作成
- o. 建築物の利用に関する説明書の作成
- p. 住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
- q. 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- r. 地域住民及び学校関係者とのワークショップの開催
- s. 地質調査(別紙、地質調査業務特記仕様書による。)
- t. 既存備品及び新設備品計画の作成

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

#### (2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。

- |  |         |
|--|---------|
| a. 共通  | (年 版 等) |
| ■ 官庁施設の基本的性能基準                               | (最 新 版) |
| ■ 官庁施設の総合耐震・津波計画基準                           | (最 新 版) |
| ■ 官庁施設の環境保全性に関する基準                           | (最 新 版) |
| ■ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準                      | (最 新 版) |
| ■ 省エネルギー建築設計指針                               | (最 新 版) |
| ■ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する指針(三重県) | (最 新 版) |
| ■ 公共建築工事の積算基準                                | (最 新 版) |
| ■ 公共建築工事共通費積算基準                              | (最 新 版) |
| ■ 公共建築工事の標準単価積算基準                            | (最 新 版) |
| ■ 建築物解体工事共通仕様書                               | (最 新 版) |
| ■ 建築工事における建設副産物管理マニュアル                       | (最 新 版) |
| ■ 中学校施設整備指針                                  | (最 新 版) |

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新 版)
- 木造建築工事標準仕様書 (最新 版)
- 建築設計基準 (最新 版)
- 建築構造設計基準 (最新 版)
- 建築鉄骨設計基準 (最新 版)
- 建築工事標準詳細図 (最新 版)
- 構内舗装・排水設計基準 (最新 版)
- ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル (最新 版)

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最新 版)
- 営繕工事積算チェックリスト(建築工事編) (最新 版)

d. 設備

- 建築設備計画基準 (最新 版)
- 建築設備設計基準 (最新 版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最新 版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新 版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新 版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新 版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新 版)
- 排水再利用・雨水利用システム設計基準 (最新 版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最新 版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (最新 版)

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最新 版)

(3) 提出書類

業務実績情報の登録の要否

□ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(監督員の押印済み)」を監督員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

■ 不要

(4) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行  
受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件  
松阪市測量・調査業務委託に係る資格認定基準による。

(6) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
  - 既存建築物設計図書一式
  - 既存工作物設計図書一式
- b. 既存資料
  - 既存敷地調査資料（柱状図）
- c. 資料の貸与及び返却  
貸与場所（松阪市都市整備部営繕課） 貸与時期（契約履行時）

(7) 打合せ及び記録  
打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（本業務全般）
- b. 指定部分の履行期限（別記による）
- c. 成果物の提出場所（松阪市都市整備部営繕課）
- d. 成果物の取り扱いについて  
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 写真の著作権の権利等について  
受注者は写真の再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
  - ① 写真は、松阪市が行う事務並びに松阪市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
  - ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
    - 1) 写真を公表すること。
    - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。



成果物等	必要 有無	提出期限	部数	適用 (A3版以外は特記)
e. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透視図</li> <li>・ 模型</li> <li>・ リサイクル計画書</li> <li>・ 設計説明書</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 工程計画概算書</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各3部</li> <li>各3部</li> <li>各3部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版</li> <li>A4版</li> <li>A4版</li> </ul>
f. 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種技術資料</li> <li>・ 各記録書</li> <li>・ 比較検討資料</li> <li>・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> <li>平成29年5月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4版</li> <li>A4版</li> <li>A4版</li> </ul>

- (注)
- ・ 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - ・ 電気設備、機械設備及び敷地造成の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - ・ 建築（意匠）設計図は適宜、追加してもよい。
  - ・ 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
  - ・ 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。



(2) 実施設計

成果物等	必要有無	提出期限	部数	適用 (A2版以外は特記)
a. 建築（意匠） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（意匠）設計図</li> <li>  建築物概要書</li> <li>  仕様書</li> <li>  仕上表</li> <li>  面積表及び求積図</li> <li>  附近見取図</li> <li>  配置図</li> <li>  平面図（各階）</li> <li>  断面図</li> <li>  立面図（各面）</li> <li>  矩計図</li> <li>  展開図</li> <li>  天井伏図（各階）</li> <li>  平面詳細図</li> <li>  部分詳細図（断面含む）</li> <li>  建具表</li> <li>  外構図</li> <li>  解体建物図面</li> <li>  総合仮設計画図</li> <li>・ 昇降機設備設計図</li> <li>  昇降機設備図</li> <li>  搬送機設備図</li> <li>・ 入札用の設計図</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年11月</li> <li>平成29年11月</li> <li>完成時</li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各2部</li> <li></li> </ul>	
b. 建築（構造） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築（構造）設計図</li> <li>  仕様書</li> <li>  構造基準図</li> <li>  伏図（各階）</li> <li>  軸組図（各通り）</li> <li>  部材断面表</li> <li>  各部断面図</li> <li>  標準詳細図</li> <li>  各部詳細図</li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 入札用の設計図</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年11月</li> <li>完成時</li> <li>完成時</li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各2部</li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> <li>A4版</li> <li></li> <li></li> </ul>







- ・提出期限に特記なき成果物は完成時に提出するものとする。
- ・設計内訳書の作成は、営繕工事積算システムRIBC2による。
- ・設計図は適宜、追加してもよい。
- ・成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- ・電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

### (3) その他

単価・金額の計上について

- 単価（単価表の単価を合成させた場合を含む）の有効桁数は、頭から3桁までとする。（4桁目を四捨五入）  
ただし、百円単位のものには十円止めとする。
- 数量×単価の金額は、円位まで計上する。（円未満切捨て）
- 一式計上の金額の有効桁数は、頭から3桁までとする。（4桁目を切捨て）
- 現場経費及び一般管理費は、円位まで計上する。（円未満切捨て）

## III 留意事項

### 1. 地域住民及び学校関係者との協同体制

受注者は基本設計において地域住民及び学校関係者から意見を求めるため、監督員と協議して必要な図書等の作成・資料等の準備を行い、ワークショップを開催する。（基本設計期間内2回程度開催予定。）【松阪市鎌田中学校校舎改築事業アドバイザー出席予定】

また、計画の進捗に合わせ、それらの意見と計画への反映事項を整理し、監督員と協議して必要な図書等の作成・資料等の準備を行い、校舎改築推進委員会及び住民説明会の開催に協力する。（月1回程度開催予定。）【松阪市鎌田中学校校舎改築事業アドバイザー適宜出席予定】

### 2. 与条件の確認及び調査

受注者は、設計の検討作業に先立ち、周辺環境や利用状況等の把握及び施工上の障害等を確認するため現地調査を行わなければならない。なお、調査に伴う簡易な測量（計測等）は本業務に含むものとし、現地調査の結果、監督員より貸与された図面等との相違が大きい場合は監督員へ報告し、協議を行うものとする。

また、受注者が作成した実施設計図面は、現場との矛盾がなく、施工可能であることを確認した上で、成果品として提出すること。

### 3. 地質調査業務

#### (1) 地質調査業務の目的

地質調査業務は、予定される構造物の場所の地質構成及び土質強度を知ることにより、基礎構造設計に関する基礎的な資料を得ることを目的とする。

#### (2) 適用基準等

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「敷地調査共通仕様書(国営整第183号 平成23年12月27日)を参考仕様とする。

### (3)実施内容

次の調査、試験、解析等を実施する。

- a. 地盤調査:ボーリング5ヶ所合計115m
  - ・想定地層(粘性土・シルト:35m、砂・砂質土:40m、礫混じり土砂:40m)
- b. サウンディング:標準貫入試験を115回、孔内水平載荷試験を2回
- c. 地下水位の測定
- d. 物理特性に関する試験
  - ・土粒子の密度試験
  - ・土の含水比試験
  - ・土の粒度試験[沈殿分析、ふるい分析]
  - ・土の液性限界及び塑性限界試験
- e. 液状化の判定(中地震150-200gal M7、大地震350gal M8)及び考察
- f. 解析等(既存資料の収集・現地調査、資料整理取りまとめ、断面図等の作成)

### (4)機械ボーリング

- a. 機械ボーリングはノンコアとする。ただし、コア採取が可能な範囲でコアを採取すること。
- b. ボーリング孔径は、66 mm以上とし、ボーリングの孔を利用した調査及び試験を行う場合は、監督員と協議する。
- c. 現地におけるボーリング位置の決定は原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるものとする。
- d. ボーリング深さは、標準貫入試験値60 を5mにわたって確認されるまでを原則とする。
- e. ボーリング深さの検尺は原則として監督員の立会のうえ行うものとし、ロッドを挿入した状態で残尺確認後、ロッドを引き抜くものとする。

### (5)標準貫入試験

- a. 本打ちにおいて、1 回の貫入量が2cm以上となる場合は、約5cmの後打ちを省略してはならない。
- b. 本打ちの打撃回数は、60回を限度とする。
- c. 15cmの予備打ちが困難な場合は、監督員の承諾を受けて、打撃回数60回程度をもって本打ちとすることができる。
- d. ボーリング深さは、標準貫入試験値60を5mにわたって確認されるまでを原則とする。
- e. ボーリング深さの検尺は原則として監督員の立会のうえ行うものとし、ロッドを挿入した状態で残尺確認後、ロッドを引き抜くものとする。

### (6)報告書その他

- a. 報告書は、敷地調査共通仕様書(国営整183号 平成23年12月27日)を参考に、監督員と協議し、1敷地につき3部作成する。
- b. 試料は、1m毎又は土層ごとに標本ビンに密封して収納し、土質標本ケースを提出する。
- c. 写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。
- d. 報告書の電子データ及びボーリング柱状図のCADデータを提出する。